



しいなひろみ

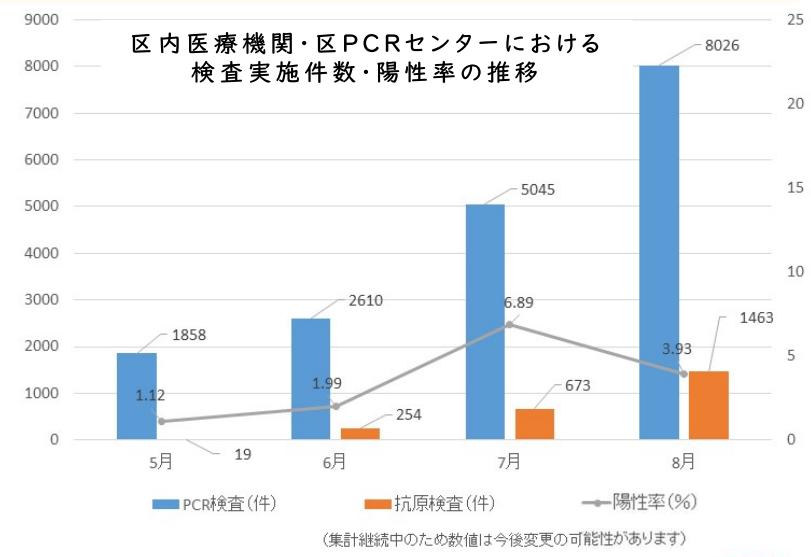
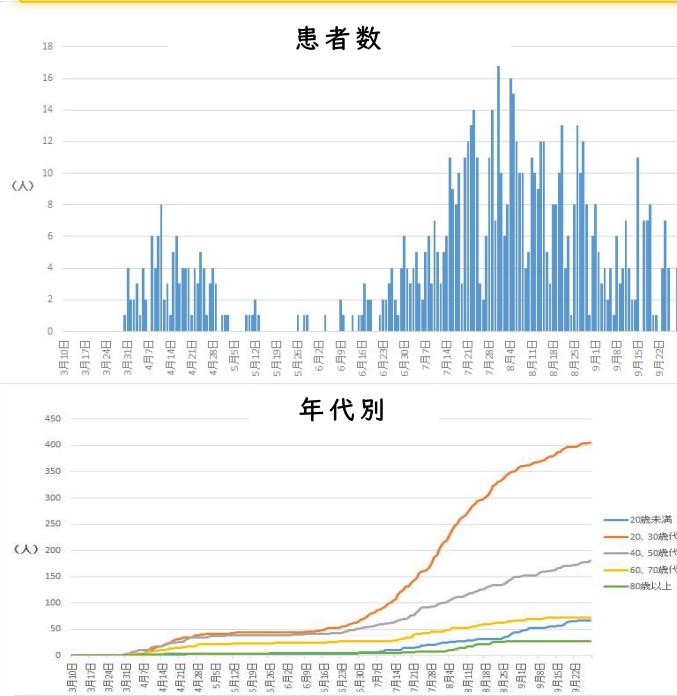
楽しいな通信



Vol.6

板橋区内の新型コロナウイルスの推移

※板橋区役所HPより引用



最新情報は板橋区役所HP内にてご確認ください



新型コロナウイルスに関する執行機関業務がスムーズに行なわれるよう、区議会事務局が窓口となり、議員からは全てメールでの問い合わせとなりました。区民の皆様から頂いたご意見や疑問も含め質問したものの一部をご報告。

質問 ①

区内にある医療保険請求での接骨院や整骨院はマスクや消毒液の配布はどのような対応か? (R2.4.6)

生活衛生課

医療機関向けマスクの配布は、厚生労働省から各都道府県をとおして、厚生労働省通知により優先順位順に配布となる、施術所はその順には入っていない。手指消毒用エタノールについても同様となる。(R2.4.7)

質問 ②

通所介護を休んでいる利用者宅に通所のスタッフが出向き、サービスを実施した際は「軽微な変更」とみなし、ケアプラン、サービス担当者会議も省略し実施できると厚労省の通達が出ているが、区内の居宅介護支援事業所及び通所関係者に周知はしているか? 介護事業所のスタッフが迅速に対応できるようにどのような情報発信をしているのか? (R2.4.12)

介護保険課

「介護保険最新情報」は厚生労働省、東京都などのHPや区HPにもリンクを掲載している。また、区内の介護保険事業者等へは、区HP内の「新型コロナウイルス感染症への対応」の掲載内容を日々必ず確認するようお願いをしている。また、既に区HPに掲載している「新型コロナウイルス感染症に係る事業所の対応 質問と回答」に項目を加えて周知していく。(R2.4.15)

「介護保険最新情報」厚生労働省通知リンク



質問 ③

厚労省の 介護保険最新情報Vol.809 では、デイサービスの電話安否確認の算定について介護報酬の新たな特例を認める通知を発出したが、利用者の負担分(1割~3割)の請求はどのような扱いになるのか?生活保護の利用者には介護扶助分として請求し、自己負担の1~3割の負担がある利用者には自己負担分は請求しない等事業所の裁量で決めて良いのか?又、利用者負担分を一切請求せず公費分のみ国保連への請求をした場合、不当な値引きという扱いなど法的に問題はないのか? (R2.5.7)

介護保険課

通所系サービス事業所(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)が、電話による安否確認については、報酬算定が可能とされているが、介護サービス費の取扱いについては、東京都が厚生労働省に疑義照会を行っており、その結果、「利用者負担額を利用者から徴収しない取扱いは、行えない。」という見解が示されている。(区に対して情報提供あり)したがって、デイサービスの電話安否確認の算定については、厚生労働省の見解により、東京都も特別区も介護サービス費を取り扱うこととなる。(R2.5.11)